〃	〃	〃	甲	府	3－1	大	月	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃		10－1	若	神子	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃		11－1	小	笠原	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃		12－1	切	石	〃	〃	〃
〃	〃	〃	飯	田	8－2	浪	合	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃		10－3	宮	地	〃	〃	〃
〃	〃	〃	豊	橋	13－1	多	治見	〃	〃	〃
〃	〃	〃	金	沢	16－4	越前蒲	生	〃	〃	〃
〃	〃	〃	京都及大阪		4－4	奈	良	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃		6－3	殿	田	〃	〃	〃
〃	〃	〃	和歌	山	1－3	大和郡	山	〃	〃	〃
〃	〃	〃	鳥	取	7－3	余	部	〃	〃	〃
〃	〃	〃	姫	路	15－3	柵	原	〃	〃	〃
〃	〃	〃	浜	田	6－3	三瓶山西	部	〃	〃	〃
〃	〃	〃	松	山	9－1	伊	保田	〃	〃	〃
〃	〃	〃	福	岡	2－4	金	田	〃	〃	〃
〃	〃	〃	長	崎	5－2	佐世保北	部	〃	〃	〃

備考　地図の刊行日　平成27年12月１日

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１０号
北海道苫小牧市寿町２丁目２番15号　クローバーハウスＮＯ22　208
債務者　松原　玲子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市双葉町２丁目５番９号　双葉マンション５号
債務者　野口　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１２号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番４－1009号
債務者　菅田真由美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市拓勇東町１丁目16番29号　メゾンコート華弐番館102号
債務者　大美　麻紀
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１５５号
北海道河東郡音更町南鈴蘭南３丁目１番地11　鈴蘭ヴィレッジ１－Ａ
債務者　我彦　美智
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
北海道帯広市西17条北２丁目19番18号　近藤ハイツ１階２号
債務者　尚和　雅範
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里４丁目２番23号、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里３丁目467番地５
債務者　前川幾久美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
山形県東根市神町南３丁目５番954号　官舎９号棟５階４号、前住所東京都目黒区東山２丁目22番Ｃ－411号　防衛省東山宿舎Ｃ棟
債務者　白石　美保
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
山形市南二番町16番23号
債務者　渡邉　玲子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８号
福島県会津若松市神指町横沼226番地、前住所福島県会津若松市昭和町２番38－201号　サンデュエル会津中央
債務者　佐藤トメ子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
茨城県つくば市吾妻４丁目18番地４　学園紫峰荘201号
債務者　富樫　正昭
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７号
茨城県つくば市梅ケ丘２番地11
債務者　米山　　博
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８号
愛知県一宮市緑４丁目７番12号
債務者　服部　義子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部